

関自旅二第2941号の3
令和7年1月28日

一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会長 殿

関東運輸局長

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用について

標記について、令和7年1月28日付け国自旅第272号により物流・自動車局長から別添1のとおり通達があり、別添2のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

別添1・・・・通達文

別添2・・・・公示文